

警察とパチンコ業界の「蜜月」は続く

文部科学省の組織ぐるみの天下り輪旋問題は一段落したが、これで霞が関の不正が根絶されたと思っておめでたい人間はいない。官僚たちは巧妙に輪旋を続けており、典型例が、パチンコ業界団体にOBの指定席を持つ警察だ。

警察とパチンコ業界の蜜月というテーマ自体は古い。約三十年前に警察庁が主導してパチンコ店にプリペイドカードを導入したことを契機として、年間市場規模二十兆円以上（ピーク時）という巨大利権は警察のものになった。

不要な通達で健全性をアピール

目下、パチンコ業界を取り巻く課題は「ギャンブル依存症対策」だ。昨年末のIR推進法（いわゆるカジノ法）成立・施行を受け政府・与党内での検討が始まり、四月十八日には自民・公明両党が国会での基本法案提出を目指して

ワーキングチームを発足させた。これまで警察や政府はパチンコについて、「賭博ではない」「ただちに違法とはいえない」という説明を繰り返してきた。しかしさすがに今回は競馬など公営レースだけでなくパチンコも含めて議論することになった。間接的にパチンコが賭博であることを認めた格好だ。

パチンコ依存はひとつの社会問題だ。『選択』読者には縁がないだろうが、パチンコで作った借金を理由とする犯罪は少なくない。規制されてしかるべきだが、業界にとっては死活問題だ。というのも、三十年前に警察がプリペイドカード導入を渋る業界に対して、ギャンブル性（射幸性）の高いパチンコ台の導入を認めたことで爆発的に市場が拡大したからだ。パチンコは娯楽から博打へと変容し、市場規模はそれまでの年間十五兆円から数年で倍増した。一方で、依存

ことを公式に認め、改善するよう求めたのである。当初、全国に三百万台あるパチンコ台のすべてが対象になるという見通しもあった。しかし蓋を開けてみると、昨年十二月末までに撤去の対象として業界団体が発表し、店から消えたのは七十万台程度だった。

ここに、からくりがある。実は警察庁が通達を出すより前、一五年三月に業界団体は射幸性が極めて高い「マックス機」というパチンコ台を一六年十二月までにすべて撤去することを決めていた。この決定には複数のパチンコ業界団体がかわつていて、漏れなく警察官僚の天下り先だ。「自主規制」を装っているものの、実質的には警察の要望を受けたものだ。

つまり、警察庁の「不正台撤去通達」がなくとも、自然とマックス機は撤去されていたのである。業界団体が「不正台」と認定し撤去対象台のリストを作成したが、そこにはマックス機が多く掲載されていたのだ。

状態に陥り、破滅する客も激増した。「パチンコの依存症対策は簡単で、射幸性を低くすれば一挙に解決する。具体的には当たりの確率を上げればいい」

あるパチンコ業界関係者はこう断言する。現状、一回の当たりに出すための確率は台によって異なるが、三分の一、四分の一と分母の数字が大きくなるほど当たりにくくなる代わりに見返りが大きい。現在の主流である三百二十十分の一より確率の低い台を禁止して、一気に百分の一程度にまで規制すれば依存症に陥る人はいなくなるという。この関係者が続ける。

「代わりに客は一気に減り、潰れる店やメーカーも出てくる」
こうした規制をかけられないように、パチンコ業界と警察庁がグルになって「予防線」を張るため

必要のない「通達」をわざわざ出した理由について、あるパチンコメーカー関係者が解説する。「過去の北朝鮮への送金や脱税などで汚い印象のあるパチンコ業界がクリーンであることをアピールするためだ」

釘曲げという不正を指導により排除したことは、警察の実績になる。さらにカジノ法成立を見据え、ギャンブル依存対策に業界ぐるみで取り組んでいるというアリバイができたのである。今後、国会で依存症対策が議論される際に、パチンコ業界はこれを大きくアピールして、規制を最小限に抑えるためのカードとして使う。

甘すぎる「自主規制」

警察は業界の肩を持つような露骨なことはしないが、撤去の事実を淡々と認める答弁をして側面支援することは間違いない。マックス機がなくなり、現状の大当たり確率は三百二十十分の一が規制ラインになっている。しかし、「それでも射幸性は高い」（前出業界関係者）といい、業界の自主規制がいかに甘いものであるかを物

の出来レースが行われていた。少し専門的な話になるが、簡単に言えば「パチンコ業界の健全性をでっち上げた」（前出業界関係者）のである。

昨年末まで、パチンコ業界で「不正台撤去騒動」があった。発端となったのは二〇一五年十一月に警察庁が業界に出した通達だ。主旨はホールで稼働しているパチンコ台の多くが不正に釘を曲げられているというもので、速やかに撤去

語る。警察とタッグを組んでいる限り、前述したように一気に規制されるようなことにはならない。パチンコ台メーカーの業界団体である日本遊技機工業組合の傘下に「日工組社会安全研究財団」という公益法人がある。同財団は現在、ギャンブル依存症の実態調査を行っている。

依存症の実態データについては一四年に厚生労働省が行ったサンプル調査を基にした「全国に約五百四十万人いる」という数字しかない。これにはパチンコ以外のギャンブルへの依存者も含まれているが、パチンコ業界にはこの数字について「実態からかけ離れている」という不満の声が上がる。

そのため、身内の団体に手前味噌になる調査を行わせようというのだ。これもまた依存症対策への取り組みの一つとして喧伝することには目に見えている。どのような数字が出てくるにせよ肩に唾したほうがいいデータだ。この財団の唯一の常勤理事も警察OBである。カジノ時代到来を控え、警察は自らの金城湯池を死守しようとしている。

パチンコ業界が衰退して一番困るのが「警察一家」
(警察庁庁舎とパチンコ店内・右ページ下)



それは、コンビニを新しくする合い言葉。

Fun & Fresh

コンビニにしかできないことって、なんだろう？

それはきっと、そこで働くひとりひとりがお客さまのことを想い、なくてはならない身近な存在になること。

来るたびに楽しい発見があって、新鮮さにあふれたお店。

そんなお店がお客さまを笑顔にする瞬間を想って。

今よりもっと、あなたと、コンビニ。

わたしたちのこれからに、ご期待ください。



あなたと、コンビニに、
FamilyMart



ミコ界 マス業なし

長時間労働が当たり前だったメディアの取材現場で「働き方改革」が始まっているが、軋轢も起きている。

TBS政治部では、休日出勤した記者に代休取得を厳命。しかしNHKの「日曜討論」の現場取材を行った若い自民党担当記者が代休を申請したところ、直属の上司に却下された。これが上層部の知るところとなり、「政治部会が開催されるという物々しい騒ぎになった」(TBS関係者)。その場で政治部長が当該上司を面罵して、「二分でも休日出勤したら代休を取らせることを改めて周知した」(同)とのこと。

NHKでは今年に入って夜回り取材や休日出勤の制限が始まっているが、四月には、勤務状態をより正確に把握するため、GPS端末を記者に持たせて管理する計画を発表した。しかし「すぐに記者からの猛反発を受けて取り下げられた」(NHK関係者らしい)。

時事通信社でも夜間勤務についての新たなルールが四月二十四日から運用開始となった。夜八時以降の夜回りや打ち合わせなどは、「その日のうちに記事化できないものは仕事と認められない」(時事関係者)そうだ。夜回りや政治家との酒席がすぐに記事になるケースのほうが少なく、実質的な夜回り禁止令だ。現場からは「いざというときに話を聞ける先がいなくなるが、そうやってからでは遅い」(同)との危惧も。

朝日新聞では四月下旬に働き方改革に関する社内議論が始まったが、「長時間労働一律禁止ではまともな取材ができない」(朝日関係者)との声も多い。記者は一般の労働者と同列か否かという議論が必要だろう。

二〇一九年十月に予定されている消費税率の一〇%への引き上げが刻々と近づいているが、書籍、雑誌への軽減税率適用議論はすっかり忘れ去られている。昨年の通常国会では議論が煮詰まらず、「継続協議」という名の下に棚上げされたまま。

出版業界からは「雑誌協会などの業界団体は、新聞協会と比較して政治力がない」(大手出版社関係者)と不満が漏れる。最大のネックとなった有害図書を指定するための枠組み作りなどを考えると、遅くとも今秋には議論を再開しなければ「適用は物理的に不可能になる」(政治部記者)。

実はハードルは、有害図書だけではない。雑誌を対象とすると、新聞への適用条件とした「週二回以上発行される発行物で、宅配定期購読契約が結ばれたもの」というルールが無意味になる。この基準自体が、「共産党の最大の収入源である赤旗日曜版を排除するために作られたとされている」(同前)ため、公明党の了承を得られるかが課題となる。また、店頭で販売される書籍・雑誌への適用は、駅売りなどの新聞を適用除外としたことと整合性がとれなくなるなど、一筋縄ではないかな問題が山積している。出版文化に配慮しない政治の浅慮を嘆いても始まらないが、業界にとっては増税の再々延期がベストか。

編集後記

オランダ生まれの歴史家フランク・デイケーターの『毛沢東の大飢饉』(邦訳書房社)は、一九五八〜六二年の大躍進時代に起きた中国の悲劇を克明に綴った。死者四千五百万人という数字も衝撃的だが、全国民に害鳥退治を命じた結果、害虫が増えて農業に大打撃を与えたり、無理な自然改造で洪水を起したりと、飢饉が人災だったことが分かる。危機のさなか、地方の役人がなげなしの穀物に水を足して報告(「水増し」、すべて腐らせたという記述には、寒気を覚えた)。

その国が今の穀物過剰た今月号三十六頁。結果は正反対だが、党中央の号令、党員たちの隷属、ごまかしと手抜きという構図は、当時と変わらない。歴史好きで知られる現指導部は、同書を禁書にした。誤りを繰り返すはずである。(幹)

選取五月号 二〇一七年五月一日発行

年々購読料 二、〇〇〇円 税込み 一冊 一、〇〇〇円

編集人兼発行人 湯浅次郎

発行所 選取出版株式会社 <http://www.seentak.co.jp>

東京都港区西新橋三三三 西新橋Tビル十階

〒一〇五-〇〇〇三 電話 〇三-三四三三-一四五一(代)

印刷所 大日本印刷株式会社

●本誌は年間予約購読：ご自宅郵送制です。年間予約購読料十二冊二、〇〇〇円(送料含む)。外国在住の方のご注文については別途送料として一律六、〇〇〇円年間加算させていただきます。お問い合わせは販売部へお願い致します。

販売部 東京都港区西新橋三三三 西新橋Tビル十階

〒一〇五-〇〇〇三

電話 〇三-三四三三-一七四一 FAX 〇三-三四三八-〇七〇五

●購読料のお支払いは弊社よりお送りいたします請求書に添付の郵便局専用払込票にてご送金ください。

郵便振替 〇〇一八〇-〇〇一四六二七 加入者選取出版DK

みずほ銀行虎ノ門支店 一九六〇-一四六

三井住友銀行日比谷支店 九五五四四九

三菱東京UFJ銀行虎ノ門支店 四三〇四五六

りそな銀行虎ノ門支店 三〇三五九七

乱丁、落丁はお取り替えます。